

## ○青森市子どもの権利条例施行規則

平成二十四年十二月二十五日

規則第四十四号

改正 平成二五年三月規則第一九号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森市子どもの権利条例（平成二十四年青森市条例第七十三号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語の意味は、条例で使用する用語の例によります。

(平成二五規則一九・追加)

(十八歳未満の人と等しく権利を認める人)

第三条 条例第二条第一号の規則に定める人は、十八歳未満の人が在学する学校等に在学している十八歳や十九歳の人とします。

(平成二五規則一九・旧第二条線下)

(青森市子どもの権利擁護委員運営会議)

第四条 条例第十七条の青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）は、次に掲げる事項を協議するため、青森市子どもの権利擁護委員運営会議（以下「運営会議」といいます。）を開くことができます。

- 一 委員の職務遂行の方針に関すること。
- 二 子どもの権利の侵害について、その救済と権利の回復に向けた方策に関すること。
- 三 第十一条に規定する委員の活動状況の報告に関すること。
- 四 その他委員が必要と認めること。

2 委員は、必要があると認めるときは、委員以外の人を運営会議に出席させ、説明や意見を求めることができます。

(平成二五規則一九・追加)

(救済の申立てなど)

第五条 条例第十八条第一項第二号の救済の申立ては、書面、口頭のいずれかにより行うものとします。

2 書面による救済の申立ては、子どもの権利侵害に関する救済申立書（様式第一号）によるものとします。

3 口頭による救済の申立ては、委員が受け付け、その申立てについて、子どもの権利侵害

に関する口頭申立記録書（様式第二号）を作成するものとします。

（平成二五規則一九・追加）

（事実の調査など）

第六条 委員は、条例第十八条第一項第二号、第三号の事実の調査を行うときは、その子どもや保護者の同意を得なければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、委員がその同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

2 委員は、事実の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、その事実の調査を中止したり、打ち切ることができます。

3 委員は、事実の調査を開始したとき、事実の調査を中止したり、打ち切るとき、それらの事実の調査による結果が判明したときは、次の各号に掲げるものに対し、それぞれ各号に定める書面その他委員が必要で適切と判断する方法により、速やかに通知しなければなりません。

一 救済の申立てを行った人（以下「申立人」といいます。） 申立人・同意人への通知書（様式第三号）

二 第一項の同意をした人（以下「同意人」といいます。）があるときはその同意人 申立人・同意人への通知書

三 事実の調査に係る市の機関 市の機関への通知書（様式第四号）

（平成二五規則一九・追加）

第七条 委員は、救済の申立ての内容が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、事実の調査を行わないものとします。

一 判決、裁決などにより確定した権利関係に関する事案や判決、裁決などを求め現に係争中の事案に関する事案。

二 委員の行為に関する事案。

三 第一号、第二号のほか、事実の調査を行うことが適当でないと認める事案に関する事案。

2 委員は、事実の調査を行わないときは、申立人と同意人に対し、申立人・同意人への通知書により、速やかに通知しなければなりません。

（平成二五規則一九・追加）

（勧告や要請の方法）

第八条 条例第十八条第一項第四号の市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請は、書面により行うものとします。ただし、緊急を要するときなど委員が必要と判

断するときは、口頭により行うことができます。

- 2 委員は、市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請をしたときは、申立人と同意人に対し、申立人・同意人への通知書により、速やかに通知しなければなりません。

(平成二五規則一九・追加)

(報告)

第九条 条例第十八条第一項第五号の規定による勧告や要請を受けたものに報告を求めるときは、是正措置などについて報告を求める通知書(様式第五号)により行うものとします。

- 2 是正措置などについて報告を求められた市の機関は、その報告を求められた日の翌日から起算して六十日以内に、委員に対し、子どもの権利侵害に関する是正措置などの状況報告書(様式第六号)により報告するものとします。
- 3 是正措置などについて報告を求められた市の機関以外のものは、委員からの報告の求めに協力するよう努めなければなりません。
- 4 委員は、市の機関、市の機関以外のものから報告があったときは、申立人と同意人に対し、申立人・同意人への通知書により、速やかに通知しなければなりません。

(平成二五規則一九・追加)

(身分証明書)

第十条 委員は、条例第十八条第一項の職務を遂行するに当たっては、その身分を示す証明書(様式第七号)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければなりません。

(平成二五規則一九・追加)

(活動状況の報告など)

第十一条 委員は、毎年度、次に掲げる事項について市長に報告するとともに、これを公表するものとします。

- 一 委員が受け付けた相談や救済の申立てに関する概要
- 二 委員が行った事実の調査に関する概要
- 三 委員が行った市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請に関する概要
- 四 市の機関や市の機関以外のものが委員の求めに応じて報告した子どもの権利侵害に関する是正措置などの状況に関する概要

五 第一号から第四号までのほか、委員が必要と認めること。

2 第一項の公表は、広報あおもりやホームページへの掲載その他委員が必要と認める方法により行うものとします。

3 第一項の公表に当たっては、個人情報の保護に十分配慮しなければなりません。

(平成二五規則一九・追加)

(庶務)

第十二条 委員の庶務は、健康福祉部子どもしあわせ課において処理します。

(平成二五規則一九・追加)

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定めます。

(平成二五規則一九・追加)

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行します。

附 則 (平成二五年三月規則第一九号)

(施行期日)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行します。

様式第1号（第5条関係）

（表面）

### 子どもの権利侵害に関する救済申立書

年 月 日

青森市子どもの権利擁護委員 様

フリガナ  
（申立人）氏 名

住 所

電話番号

青森市子どもの権利条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり救済の申立てをします。

(1) 申立てすることになった事実の概要	①だれの救済を申立てしますか。	フリガナ 氏 名 ( 歳) 住 所 電話番号 ( 学校 年生)
	②いつ、どこで起こったことですか。	
	③どのような問題ですか。	※裏面に記入してください。
(2) 救済を必要とする子どもと申立人との関係		
(3) 他の制度または機関への相談等の有無	なし	あり ( )
備考		

受付日	年 月 日
受付番号	第 号
受付者の印	担当委員の印

(裏面)

③どのような問題ですか。

様式第2号（第5条関係）

（表面）

### 子どもの権利侵害に関する口頭申立記録書

年 月 日

青森市子どもの権利条例施行規則第5条第3項の規定により、口頭で子どもの権利侵害に関する救済の申立てを次のとおり受け付けた。

（受け付けた者の自署） \_\_\_\_\_

(1) 口頭により申立てをした者	フリガナ 氏 名 住 所 電話番号	
(2) 申立てすることになった事実の概要	①だれの救済の申立てか。	フリガナ 氏 名 ( 歳) 住 所 電話番号 ( 学校 年生)
	②いつ、どこで起こったことか。	
	③どのような問題なのか。	※裏面に記入してください。
(3) 救済を必要とする子どもと申立人との関係		
(4) 他の制度または機関への相談等の有無	なし	あり ( )
備考		

（口頭で申立てした人の自署） \_\_\_\_\_

受付日	年 月 日
受付番号	第 号
受付者の印	担当委員の印

(裏面)

③どのような問題なのか。



様式第3号（第6条、第7条、第8条、第9条関係）

**申立人・同意人への通知書**

年 月 日

様

青森市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました（事実の調査の同意をいただきました）事項につきまして、青森市子どもの権利条例施行規則（第6条第3項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第4項）の規定により、下記のとおり通知いたします。

記

(1) 通知事項	<input type="checkbox"/> 事実の調査を開始する旨の通知 <input type="checkbox"/> 事実の調査を中止又は打ち切る旨の通知 <input type="checkbox"/> 事実の調査の結果通知 <input type="checkbox"/> 事実の調査を行わない旨の通知 <input type="checkbox"/> 市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請をした旨の通知 <input type="checkbox"/> 市の機関又は市の機関以外のものから是正措置などの状況について報告があった旨の通知
(2) 通知内容	
備考	

様式第4号（第6条関係）

## 市の機関への通知書

年 月 日

様

青森市子どもの権利擁護委員

青森市子どもの権利条例施行規則第6条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

(1) 通知事項	<input type="checkbox"/> 事実の調査を開始する旨の通知 <input type="checkbox"/> 事実の調査を中止又は打ち切る旨の通知 <input type="checkbox"/> 事実の調査の結果通知
(2) 通知内容	
備考	

様式第5号（第9条関係）

## 是正措置などについて報告を求める通知書

年 月 日

様

青森市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で、青森市子どもの権利条例第18条第1項第4号の規定による（是正措置、制度改善の勧告、要請）を行いました。その是正措置などの状況について、同条例第18条第1項第5号の規定により、下記のとおり報告を求めます。

なお、この報告は、青森市子どもの権利条例施行規則第9条第2項の規定により、この通知を受け取った日から起算して60日以内に行ってください。

また、是正措置などを講ずることができない特別の理由があるときは、その旨を報告してください。

記

(1) 報告を求める理由など	
(2) 報告を求める事項等 〔報告に当たっては、右記事項に関する措置などについて報告してください。〕	
備考	

様式第6号（第9条関係）

## 子どもの権利侵害に関する是正措置などの状況報告書

年 月 日

青森市子どもの権利擁護委員 様

機 関 名

報告者名

年 月 日付けで報告を求められていた事項などに関する是正措置などの状況について、青森市子どもの権利条例施行規則第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

(1) 報告を求められていた事項など	
(2) 是正措置などの状況又は是正措置などを講ずることができない特別の理由	
備考	

様式第7号（第10条関係）

（表）

身分証明書 第 号	
青森市子どもの権利擁護委員	
写真	氏 名
	青森市子どもの権利条例第17条の規定に基づき青森市子どもの権利擁護委員であることを証する。
	交付年月日 年 月 日
	有効期限 年 月 日
	青森市長 印

（裏）

青森市子どもの権利条例（抜粋）
（目的）
第1条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。
（子どもの権利擁護委員）
第17条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

様式第1号（第5条関係）

（平成25規則19・追加）

様式第2号（第5条関係）

（平成25規則19・追加）

様式第3号（第6条、第7条、第8条、第9条関係）

（平成25規則19・追加）

様式第4号（第6条関係）

（平成25規則19・追加）

様式第5号（第9条関係）

（平成25規則19・追加）

様式第6号（第9条関係）

（平成25規則19・追加）

様式第7号（第10条関係）

（平成25規則19・追加）